

“常習詐欺による不法投棄”被害者に背を向け続ける下関市

不法投棄の建設残土等は土砂だと

2008（平成 20）年 4 月、豊浦町黒井の県道 244 号横の土地所有者・金山三郎氏は、市内の（有）膳家・代表取締役を名乗る U 氏と土地の賃貸借契約を結んだが、1 年後、賃貸借期限を過ぎても撤去せず、建設残土等（廃棄物混じり土）は不法投棄状態になりました。金山さんの所有地に高さ 12m ほどの小山が放置され、彼がその土地を活かして生活していく夢は、以来断たれてしまいました。

「詐欺による不法投棄」との金山さんの被害の訴えに下関市はその放置されたものは「土砂であり、廃棄物ではない」「民民で解決を」と、騙した U 氏との間での解決を求めました。U 氏は建設残土等を運び込み終わるとすぐに行方をくらます計画的犯行であり、以来行方不明の常習詐欺でした。どうやって犯人との間で問題解決が出来るのでしょうか。

なぜ市は犯人を告訴、告発しないのか

「不法投棄は悪質犯罪です」

（懲役 5 年以下、罰金 1000 万円）

人を騙しての不法投棄は明らかな犯罪です。本来、公務員は「その職務を行うことにより犯罪があると知れば告発をしなければならない。」との【**告発義務**】が刑事訴訟法 239 条に規定されていますが、市は全く告発をしようとしません。それどころか市自身が黒井不法投棄事件と同じ頃、同じ U 氏によって建設残土等を市内長府扇町の市有地に不法投棄され、結局、不法投棄現場の市有地を相場価格より約 4000 万円も安く売却させられた被害者でした。

市も大損害を受けた U 氏による市民への被害の訴えがあっても市は告発しません。下関警察署も金山氏の被害届を市の回答を理由に受理しませんでした。

金山さんはこれまで U 氏の他、運び込んだ元請、下請会社に「廃棄物混じり土」の撤去を求め民事訴訟をした結果、騙した U 氏の全責任となりました。またこの建設工事を発注した(株)ハローディ及び関連する山口合同ガス(株)も提訴し、発注者の責任を求めましたが、残念ながら敗訴であり、問題が解決しない現在、下関市が当初からこの不法投棄された建設

残土等を「廃棄物ではない、民民で解決を」こそが重大な間違いではないかと公開質問しています。

ガス会社の不法行為が何ら問われていない

また今回の不法投棄事件の背景には両ガス会社の信じられないような不法行為の証拠となる公文書も情報開示で明らかにされており、第 3 回公開質問状を市に提出する予定です。市が U 氏を告訴、告発出来ないのは犯人を調べるとよほど都合が悪いとしか考えられません。また工事元請、下請業者に義務づけられた「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の不正報告に対し、市は何の是正も求めず受理しています。これでは産業廃棄物不法投棄を防ぐことは出来ません。また市が不法投棄されたものを「あれは廃棄物ではない、土砂だ」とすれば、その不法投棄（業務妨害）は見逃されてしまうのです。

市に対して二度の公開質問状を提出しましたが今なお小山の上部には土に埋まった状況のコンクリートがら、アスコンがら等があることを知りながら、「廃棄物の量が極めて僅少だから土砂だ」と言います。しかし、この残土等の排出場所は 1950 年頃、市が管理するゴミの埋設処分場であった所で、土を被せ、そこに都市ガス供給施設が建ち 38 年間、都市ガス供給施設の事業が行われ、都市ガスの原料の液化石油ガスに含まれる特定有害物質による土壤汚染も加わり、深刻な土壤汚染が不安視されています。

「廃棄物混じり土」は廃棄物を分別し、土壤汚染検査をパスしない限り、土地造成等に使える土砂とは言えません。黒井に放置された小山を見た市内の有名建設業者は明確に黒井に放置された廃棄物混じり土は廃棄物だと明言されました。

『週刊金曜日』（2022 年 9 月 9 日号）記事

次ページは週刊金曜日による現地取材記事です。ぜひお読みください。またネットのブログ「ニコリ会・下関」の中の「金山さんのたたかいに連帯を」にも掲載しています。

お問合せはメール：yksalan2010@ae.auone-net.jp

HP:ameblo.jp 下関 (ameblo.jp) 2022-10-17

廃棄物不法投棄の訴えを無視し続ける下関市

安倍晋三元首相の元秘書が市長を務める山口県下関市。市長とつながりのある人物が学長となり推し進める下関市立大学私物化が問題視されている同市で、またも市民から非難の声が上がっている。廃棄物を不法投棄された被害者が13年以上にわたって救済を訴えているが、これを放置し行政責任を果たしていないというのだ。

神原 里佳

山口県下関市郊外にある豊浦町黒井。県道沿いの私有地に、こんもりとした小山がそびえている。一面、草に覆われているが、その下はただの上ではない。いたるところにコンクリートがらやアスコン(アスファルト・コンクリート)がらなどの異物が埋まっているのが表面からも見える。

土地の所有者は、同市に住む金山三郎さん(73歳)。溶接工として長年働き、今後は土地の賃貸借で生計を立てようと、2000年頃から約8年かけて土地を少しずつ買い足し、計約2000坪を開拓していった。

08年4月、南膳家代表を名乗るUという人物が、金山さんの2000坪の土地のうち300坪を「残土置き場」として借りたいと、半年間の賃貸借契約を結んだ。そこで運び込まれたのが、件の建設



金山さん(右)が所有する黒井の土地。不法投棄された建設残土等がうずたかい山になっている。

残土等である。その量は約1万5000立方メートル、高さ約12メートルを超える小山になった。09年4月、賃貸借契約は期限切れとなったが、残土は放置され、撤去を求めようにもU氏は行方不明として連絡がとれなくなっていた。

金山さんが残土の出どころを調べたところ、09年3月に開業した大型スーパー「ハローデイ綾羅木店」の建設工事から出たものと判明した。さらに、その建設工事が行なわれる約4カ月前には、地元ガス会社である山口合同ガス株式会社と西日本液化ガス株式の都市ガス供給施設の解体工事が行なわれていたこともわかった。

被害告訴は不受理に

コンクリートがらやアスコンがらなどは産業廃棄物であり、それらの混じり土も通常「総体としての産業廃棄物」と見なされる。金山さんは一連の事案を廃棄物不法投棄の詐欺事件として、下関市環境部廃棄物対策課に相談した。ところが、現場の調査に来た4人の職員は、一部だけを見て「廃棄物処理法における、廃棄物」ではな

いから、当事者同士で解決を」と結論づけ、行政が介入する必要はないとした。

そこで金山さんは、U氏をはじめ元請業者らに対する告訴状を下関警察署に提出するが、警察署は市の回答に伴い、これを不受理。建設残土等の排出元であるハローデイ(本社・福岡県北九州市)や山口合同ガス株式会社にも被害を訴えたが、取り合ってもらえなかった。

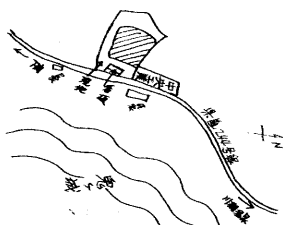
そのため金山さんは12年3月、U氏と元請、下請など計7社を相手どり、建設残土等の撤去を求めて提訴する。山口地裁下関支部はU氏と下請1社に撤去と賃貸料の支払いを求める判決を下したが、元請業者の責任は認められなかったため、これを不服として控訴。しかし、控訴審の判決はU氏のみ撤去を求めるという不当なものだった。その後、最高裁に上訴したが棄却。行方をくらましたU氏が撤去するはずもなく、金山さんはなすすべがなくなっていた。

18年7月、今度はハローデイと山口合同ガス株式を提訴するが、発注者責任はないとして敗訴となった。この間、09年から13年以上にわたって金山さんは情報公開制度を駆使して市・県等に資料を請求し、証拠を集め、法律を学び、不法行為を訴え、救済を求め続けてきた。だが突きつけられたのは、

現地地図



豊浦町黒井の現地には今なお建設残土等の小山があり、その手前に看板があります。ぜひお読みください。

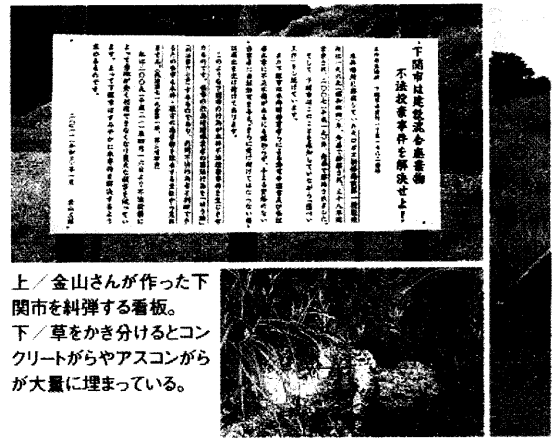


行政も司法も警察も市民の味方にはならないという現実だった。

土壌汚染調査依頼も放置

このまま泣き寝入りするわけにはいかない。22年5月、金山さんと支援者は、前田晋太郎市長に宛てて公開質問状を提出。運び込まれた建設残土等は混入物から明らかに「廃棄物混じり土」に該当するが、それを認めないのはなぜか。また、現場でコンクリートがら等を確認しながら廃棄物処理法に基づく措置を講じないのはなぜか、などについて回答を求めたが、市の回答は「土砂であり、廃棄物処理法に基づく廃棄物ではない」の一点張り。公開説明会でも質問や意見に関して一切の回答を拒否するという不誠実な対応であった。

市廃棄物対策課は「廃棄物ではない」とする理由として、コンクリートがらなどの混入物が「僅少であったため」としている。しかし金山さんは「かりにあの山が普通の土砂であるなら土地造成にも使える有益な土となるはずだが、この13年の間で土地造成のために土を分けてほしいという取り引きの話は1件もない。市内の建設会社は土の処理費用を見積もってもらったところ、廃棄物混じり土であり、全体として産業廃棄物であ



上/金山さんが作った下関市を糾弾する看板。下/草をかき分けるとコンクリートがらやアスコンがらが大量に埋まっている。

経緯年表

下関市黒井の廃棄物不法投棄事件

2008年 4月	U氏が金山三郎さんの所有地を「残土置き場」として賃貸契約。その後大量の建設残土等が運び込まれる
2009年 4月	賃貸借契約の期限切れ。U氏は行方不明で連絡とれず
2010年 4月	U氏ら不法投棄関係者を詐欺で訴えるも、その後不起訴に
2010年 6月	下関市環境部廃棄物対策課が現地調査。「廃棄物ではない」と結論
2011年5月頃	㈱ハローデイ、山口合同ガス㈱、西日本液化ガス㈱に被害を訴える
2012年 3月	U氏と関係業者を相手取り、建設残土等の撤去を求めて提訴
2014年 11月	山口地裁下関支部がU氏と下請けの1社に撤去と賃貸料の支払いを命じる判決(原告・被告とも控訴)
2017年 5月	広島高裁で控訴審。U氏にのみ撤去を命じる判決
2018年 1月	最高裁に上告するが棄却
2018年 7月	㈱ハローデイと山口合同ガス㈱を福岡地裁小倉支部に提訴
2020年 10月	発注者責任はないとして敗訴
2022年 5月	6日、廃棄物不法投棄事件に関して下関市長宛てに公開質問状を提出。25日付で市が書面回答
2022年 6月	1日、書面回答についての公開説明会を実施するが質問・意見に対し、市からの回答・説明なし
2022年 7月	15日、2回目の公開質問状を提出
2022年 8月	2日付で市から書面回答
2022年 8月	17日、公開説明会

(作成/神原里佳)

るから処理には1億8000万円ほどかかると言われた。客観的に見ても、これが廃棄物であることは明らか」と反論。「市は10年6月10日、現地のほんの1カ所を1回掘っただけ。これで調査したと言えるのか。市の対応は詐欺行為、犯罪行為への加担ではないか」と憤る。

建設残土等の出どころはかつての都市ガス製造工場であり、さかのぼると1950年頃には市の廃棄物埋立処分場としても利用された土地であったことから、土壌汚染の心配もある。金山さんは市環境政策課に土壌汚染状況調査願いを提出しているが、これも放置されたままだ。

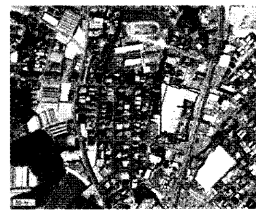
無届解体したガス会社

徹底して廃棄物と認めず、救済を求める市民に対して親身になろうとしない市の対応は異常とも言えるほどだ。何がそこまで市をかたくなにさせているのか。

実は、一連の事件について調べたため金山さんが市・県等に情報公開を請求し、入手したさまざまな資料から浮かびあがってきたことがある。ハローデイ綾羅木店の建設工事が行なわれる約4カ月前、その土地では都市ガス供給施設の解体工事が終了したことになる。ところが、ガス会社からは解体に際して市に届け出る必要がある解体届が提出されていなかった。また、解体工事から出たはずの4000トン以上と見込まれる産業廃棄物の管理・処理についても記載がなく、流れがつかめなくなっている。さらにさかのぼると、ガス供給施設を建設する際も、必要な申請書が出されていなかったこともわかった。

「つまり、建築も解体も無届で行なわれたということ。それだけではなく、当時、その土地の約8割

週刊金曜日 2022.9.9 (1392号)



かつて市管理のゴミ最終埋立場だった

1961年8月 赤丸の位置 →1975年2月赤丸・両ガス会社→2009年4月赤丸・ハローデイ綾羅木店

は農地として登記されていた。2014年に農地から宅地に登記変更されているが、農地の上に無届届で建築していたとしたら、建築基準法や農地法に抵触している可能性もある」と金山さんは指摘する。

解体届に関しては「ガスタンクは工作物で、建築物ではないためガス供給施設全体に関しても届け出の必要はない」というのが市の見解だが、金山さんは「建設リサイクル法で明確に解体届が義務づけられている」と反論する。農地上に無許可建築した疑いについても現在、金山さんが証拠を集めながら追及しているが、市からの回答はない。

かつての都市ガス供給施設、現在ハローデイ綾羅木店となつている場所は、皮肉なことに市環境部の庁舎と徒歩数分もかからない近距離だ。支援者の一人は、「もし本当にガス会社の建築・解体でずさんな管理がされていたとしたら、環境部は目と鼻の先で堂々と行なわれていた不正を見逃さしていいことになる。」

実は、山口合同ガス(株)は林芳正外相が一時期、取締役であった会社でもあり、政治家とのつながりが深い。市が不法投棄事件にかたくなに介入しないのは、この事件を通して同社への疑惑が広がることを懸念しているのではないかと



廃棄物対策課職員3人は公開説明会の開催を拒否し受付で対応。説明を求める市民に対し「書面回答のとおり」と繰り返した(8月17日、下関市環境部)。

と推測する。

市は対応・対話を拒否

7月15日、金山さんと支援者は第2回目の公開質問状を提出した。質問状では、廃棄物でないという解釈の根拠や、解決に導くための方法について改めて説明を求めたが、市からの書面回答は「前回の回答のとおり」「廃棄物処理法に規定する廃棄物ではない」「住民で解決してほしい」との内容が繰り返されているだけだった。

さらに公開説明会の開催要求についても「これまで10年以上にわたり金山氏に説明してきた。本市として、面会を含めこれ以上の対応はできない」と拒否。8月17日、説明を求めて金山さんと市民十数人が廃棄物対策課を訪れたが、課長以下3人の職員は「場所も提供できない」として立ったまま応対



建設残土等の出どころとなったハローデイ綾羅木店は市環境部の目と鼻の先にある。

した。「困りごとに対して耳を傾け、対話してほしい」「安心して暮らせる市政を行なってほしい」という市民の切実な声に対して、「書面で回答したとおり」「この場では回答できない。質問は文書によりお願いしたい」とひたすら繰り返すという機械的な対応に終始している。

なぜ市は誠実に対応しないのかとの取材に対しても「金山さんには廃棄物とは認められないと再三お伝えしているが、ご理解いただけず残念。これ以上の対応はできない」と主張するだけだ。その理由については答ええない。

「死を待っているのか」

闘いが始まって13年。73歳になる金山さんは「市は私が死ぬのを待っているんでしょう」と自嘲する。だが、諦めるつもりはない。

支援者の池上遊弁護士は、「市は廃棄物を土砂と解釈し、不法投棄を住民で解決すべき」と言う。これがまかり通るなら、コストのかかる廃棄物処理をまともな手順で行なう業者はいなくなる。下関市と金山さんだけの問題ではない。誰もが不法投棄の被害者になりうる」と懸念する。

実際、不法投棄は社会問題化しつつあり、14年には東京都で鹿島建設が余ったコンクリートを不法に埋めたとして告発され、書類送検されている。21年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害で、盛り土が産廃で埋まっていたことが発覚した報道も記憶に新しい。金山さんと支援者は、「全国で同じように不法投棄の被害にあっている人たちがいると思う。一市民では行政や企業を相手に闘うのは難しいが、連帯すれば問題が知られ、責任を世に問うことができると呼ぶ。一緒に闘っていきたい」と呼びかける。

事件が解決し、廃棄物が撤去されたら、土地にオートキャンプ場や介護医療院などを作り、地域の人々が憩える場になりたいと夢を語る金山さん。下関市はその声に耳を塞ぎ続けている。

写真撮影／神原里佳

かんばら りか・ライター

下関市環境部から(株)ハローデイ綾羅木店迄は歩いて約3分。ハローデイが建つ前には山口合同ガス(株)、西日本液化ガス(株)の都市ガス供給施設が38年間、稼働・営業していた。QRコードはグーグル地図写真

